

# ふくい型作業道整備事業（R8）



詳細はこちら  
のHPへ

## 事業の目的及び概要

森林の持つ多面的機能を持続的に発揮していくため、日本海側の多雪地域という自然条件を踏まえ壊れにくく繰り返し使用できる作業道を整備することにより、林業経営者が持続的に木材生産等を行えるようにすることを目的とする。

## 事業主体

福井市内に在住又は事業所若しくは営業所を有する次に掲げる林業経営体  
ただし、森林組合においては、福井市一般業務競争入札参加資格を有する者を含む

- ・意欲と能力のある林業経営体へと育成を図る林業経営体
- ・自伐林家
- ・自伐型林業者

## 対象とする要件等

### 【路面整備】

間伐材搬出等に使用する開設後5年を経過した作業道（幅1.5メートル以上）の路面整備（路面整正、草刈、排水施設の土砂上げ含む。）

### 【開設】

間伐材の搬出等を行うのに必要な作業道（幅1.5メートル以上、2.5メートル以下のものに限る）の開設

### 【丸太積み工、洗い越し工、木製路面排水工の整備】

間伐材の搬出等に利用する作業道に係る丸太積み、洗い越し、木製路面排水の整備に要する経費

## 財政支援措置

補助単価：下記に定める額と精算額の補助対象経費とのいずれか低い方の額以内

事業種目	補助対象の項目	単価
路面整備	幅員1.5メートル以上 2.0メートル未満	120円/メートル
	幅員2.0メートル以上 2.5メートル未満	150円/メートル
	幅員2.5メートル以上 3.0メートル未満	180円/メートル
	幅員3.0メートル以上	240円/メートル
開設	幅員1.5メートル以上 2.0メートル未満	1,400円/メートル
	幅員2.0メートル以上 2.5メートル以下	2,800円/メートル
丸太積み工 洗い越し工 木製路面排水工 の整備	丸太積みの整備	700円/メートル
	洗い越しの整備	6,000円/箇所
	木製路面排水の整備	700円/メートル

事業期間：令和7年度～令和10年度

## 留意事項

次に掲げる事業は、対象事業としない。

- ・国又は県の同一目的の支出金、補助金等の交付又は交付の決定を受けて実施する事業
- ・国又は県が出資する財団法人等から同一目的の助成金の交付又は交付の決定を受けて実施する事業